3　1及び2に定める表示の際には、次の表の上欄に掲げる区分に該当する原材料にあっては、同表の下欄に掲げる名称をもって表示することができる。

| | |
|---|---|
| 食用油脂 | 植物油、植物脂若しくは植物油脂、動物油、動物脂若しくは動物油脂又は加工油、加工脂若しくは加工油脂 |
| でん粉 | でん粉 |
| 魚類及び魚肉（特定の種類の魚類を表示していない場合に限る。） | 魚又は魚肉 |
| 家きん肉（食肉製品を除き、特定の種類の家きんの名称を表示していない場合に限る。） | 鳥肉 |
| 無水結晶ぶどう糖、含水結晶ぶどう糖及び全ぶどう糖 | ぶどう糖 |
| ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖 | 異性化液糖 |
| 砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖 | 砂糖混合異性化液糖又は砂糖・異性化液糖 |
| 香辛料及び香辛料エキス（既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第百二十号）に掲げる添加物に該当するものを除き、原材料に占める重量の割合が二パーセント以下のものに限る。） | 香辛料又は混合香辛料 |
| 香辛野菜及びつまもの類並びにその加工品（原材料に占める重量の割合が二パーセント以下のものに限る。） | 香草又は混合香草 |
| 糖液を浸透させた果実（原材料に占める重量の割合が十パーセント以下のものに限る。） | 糖果 |
| 弁当に含まれる副食物（外観からその原材料が明らかなものに限る。） | おかず |

添加物

1　次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、別表第六の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。

一　栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品及び機能性表示食品を除く。）

二　加工助剤（食品の加工の際に添加されるもので、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。以下同じ。）

三　キャリーオーバー（食品の原材料の製造又は加工の過程において使用されたものであって、当該食品の完成品には当該添加物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。以下同じ。）

2　1の規定にかかわらず、複数の加工食品により構成される加工食品にあっては、各構成要素で使用した添加物を、各構成要素を表す一般的な名称の次に括弧を付して、1に定めるところにより表示することができる。

3　1の規定にかかわらず、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては同表の下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。

4　1の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあってはそれぞれ当該各号に掲げる用途の表示を省略することができる。

一　添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合　着色料又は合成着色料

二　添加物を含む旨の表示中「増粘」の文字を含む場合　増粘剤又は糊料

内容量又は固形量及び内容総量

1　特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成五年政令第二百四十九号）第五条に掲げる特定商品については、計量法（平成四年法律第五十一号）の規定により表示することとし、それ以外の食品にあっては内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。

2　1の規定にかかわらず、固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したもの（固形量の管理が困難な場合を除く。）にあっては、内容量に代えて、内容総量とすることとし、固形量はグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。ただし、固形量はグラム又はキログラムの単位で、内容総量がおおむね同一の場合は、内容総量に代えて、固形量を表示することができる。

3　1の規定にかかわらず、固形物に充てん液を加えて固形量とすることができる。この場合において、固形量は、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。

栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量

1　栄養成分の量及び熱量は、次に定める方法により、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位（以下この項において「食品単位」という。）当たりの量を表示する。この場合において、当該食品単位が一食分である場合にあっては、当該一食分の量を併記する。

一　熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。

二　一の一定の値又は下限値及び上限値は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる単位（食塩相当量にあってはグラム）を明記して表示する。

三　第一の一定の値又は下限値及び上限値は、当該一定の値にあっては、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値が当該一定の値に対する許容差の範囲内にあり、同表の第四欄に掲げる方法によって得られた値が当該下限値及び上限値に対する許容差の範囲内にあることとする。ただし、当該一定の値にあっては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた当該食品百グラム当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水その他の一般的な飲用に供する液状の当該食品にあっては当該食品百ミリリットル当たりの量）が同表の第五欄に掲げる量に満たない場合は、〇と表示することができる。